

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

特別養護老人ホーム 星の里
指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 星の里
にちはらデイサービスセンター

1. 本指針作成の要旨

社会福祉法人にちはら福祉会（事業：特別養護老人ホーム星の里、（介護予防）短期入所生活介護事業所星の里、にちはらデイサービスセンター、障害福祉サービス短期入所事業所星の里）は、感染症及び食中毒の発生を予防、及びまん延を未然に防止し、速やかに対応する体制を構築することにより、介護サービス利用者の健康と安全を継続的に守り、適切かつ安全に質の高いサービスの提供を図ることができるよう本指針を定める。

2. 平常時の対策

①感染症対策委員会の設置

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染症対策委員会）を設置し、概ね3月に1回以上開催する。感染症対策委員会では、適切な感染予防・再発防止等を整備する体制の構築に取り組む。感染症対策委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、職員にその内容の周知徹底を図る。

②感染症対策指針の策定と見直し

職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源となることを予防し、サービス利用者や役職員を感染症等へのり患及び食中毒の危険から守ることを目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針（本指針）」を整備する。

また、まだ見ぬ新型感染症が発生した際には、その流行状況を注視し、必要に応じて指針の内容の見直しを行う。

③感染症対策研修及び訓練（シミュレーション）の実施

感染症対策に関する知識を組織的に浸透させるため、年に2回以上の研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。また、職員の新規採用時にも感染症対策のための教育の機会を確保する。研修においては、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目指す。

研修については法人が提供するWEB動画研修をもってその機会を提供し、訓練（シミュレーション）については感染症対策委員会が中心となって実施する。

④法人事業所内の衛生管理について

法人事業所内の衛生管理については、手洗い、うがい、手指消毒などをはじめとした日常的な感染予防策の励行、必要に応じた施設各部の消毒を行うなど、支援を行う環境の中で常に衛生的な状態を保つよう努める。

3. 感染症等発生時の対応

日常の業務に際して感染事例（または感染のおそれのある事例）（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染症対策マニュアルや感染症に係る業務継続計画（BCP）に従い、下記の対応を図る。

①発生状況の把握

②まん延防止のための措置

- ③有症者への対応
- ④関係機関との連携

4. 医療機関及び行政機関等との連携

サービス提供中に利用者が体調不良を訴えた場合や、職員の様子観察によって利用者の体調不良が確認された場合には、施設入所者の場合は速やかに医療機関に連絡し受診の手続きを進める。それ以外のサービス利用者の場合、原則、家族等に連絡しサービスを中断し帰宅する又は適切な医療機関への受診を勧奨する。

また、以下のいずれかに該当する場合、記されている行政機関への報告を行う。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒によると思われる体調不良者が10名以上発生した場合は下記①への報告を行う。
- ② 同一の感染症若しくは食中毒によると思われる重篤な体調不良者又は死亡者が1週間に2名以上発生した場合、下記②への報告を行う。
- ③ 上記①、②に該当しない場合であっても、管理者が報告を必要であると認めた場合

報告先①	益田保健所 TEL 0856-31-9551
報告先②	津和野町医療対策課 TEL 0856-72-4088

5. その他

本指針に定める事項以外にも、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、感染症対策に取り組むこととする。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。